

栗東市立学童保育所管理運営業務仕様書

栗東市子ども青少年局子育て応援課

令和3年6月

目 次

1. 管理運営の基本方針	1
2. 施設の概要	2
3. 利用時間等	2
4. 業務の範囲及び留意事項	3
5. 職員の確保	5
6. 委託料の実績	5
7. 報告書の作成	5
8. 管理運営経費の精算	5
9. 施設等の修繕の費用負担	5
10. 調査、監督	6
11. 指定管理者に対する監査	6
12. 物品の帰属等	6
13. 安全管理	6
14. 緊急時の対応	6
15. 秘密保持義務	6
16. リスク分担	6
17. 損害賠償	7
18. 法令等の遵守	7
19. 協定の締結	7
20. 資料の閲覧	8
別紙 指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表	9
添付資料	
別表1—施設の概要	
別表2—利用状況	

1. 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

学童保育所は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 管理運営

季節等により利用者の変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営に心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。また、栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例（平成16年栗東市条例第12号。以下「条例」という。）、栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する規則（平成16年栗東市規則第4号）、栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栗東市条例第22号。以下「基準条例」という。）、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）その他関係法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、条例第6条に規定する業務（以下「業務」という。）を行うこと。

(3) 施設の維持管理

利用児童の安全を確保するため、必要となる日常清掃、施設点検、及び防犯・防火点検等の施設の維持管理計画を作成すると共に、実施、訓練を行うこと。また、効率的運営及び事業費の縮減に努めること。なお、施設が公の施設であることを十分に認識するとともに、職員に対し職業倫理やコンプライアンス等の順守を徹底させること。

(4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。これらの手順については、マニュアルとしてまとめておくこと。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報などあらかじめ非公開情報として定めているもの以外は、公開を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等の把握を行い、この結果について、速やかに市に報告すること。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者に必要な情報提供に努めること。

(10) 地域住民や他施設等との連携

地域住民や各小学校、児童館などと連携をとり、施設の円滑な管理運営に努めること。

(11) 環境への配慮

事業活動が環境に及ぼす影響を十分認識した環境負荷の抑制や省エネルギーなど環境と調和した行動に努めること。

(12) 障がい者福祉の推進

障がいがあることを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者への適切な対応を行い、障がい者の雇用拡大や障がい者就労施設等からの物品の調達など、障がい者福祉の推進に努めること。

(13) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

施設の管理運営にあたっては、SDGsの考え方を積極的に取入れること。

2. 施設の概要

名 称	所在地
栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園983番地
栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野568番地4
栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野480番地1
栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋77番地
栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺203番地1
栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目5番1号
栗東市立大宝学童保育所	栗東市糺七丁目8番3号
栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻502番地1
栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目2番3号

上記、栗東市立学童保育所9施設を一括管理とする。

指定管理者が管理する施設の詳細は、施設の概要（別表1）と利用状況（別表2）のとおりとする。

3. 利用時間等

(1) 開所時間は、次に掲げるとおりとする。

ア 小学校の授業日 午後1時から午後6時

イ 小学校の休業日 午前9時から午後6時

(2) 本施設の休所日は、次に掲げるとおりとする。

ア 12月29日から翌年1月3日まで

イ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

※ ただし、休所日及び開所時間については、指定管理者が特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(3) 利用の制限

次に該当するときは、使用を許可しないこと。

- ① 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 営利を目的とすると認められるとき。
- ③ その他市長が適当でないと認めるとき。

4. 業務の範囲及び留意事項

(1) 管理運営に関する主な業務の範囲

① 管理業務

ア 基本的な管理運営業務

- ・利用児童の健康管理、安全確保、情操の安定に関すること。
- ・遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- ・遊びを通じての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ・利用児童の遊びの活動状況の把握と地域、小学校及び保護者との連携に関すること。
- ・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- ・その他、利用児童の健全育成上必要な活動に関すること。
- ・学童保育所の入所案内、入所手続き等の入所事務に関すること。
- ・学童保育所の入所及び退所の承認に関すること。
- ・学童保育所の利用料金の徴収に関すること。
- ・その他、学童保育所の設置目的の達成のために必要な事業に関すること。

イ 職員への研修の実施

職員の能力向上のために必要な研修（業務研修、接遇研修、コンプライアンス研修、人権・同和問題研修等）を行うこと。

ウ 事業計画書の作成

指定管理者が行う業務に関する事業計画書を毎年度作成して市に提出し、承認を得ること。

エ 各種報告書の作成

この仕様書の「7. 報告書の作成」を参照のこと。

オ 第三者への再委託

清掃、警備といった個々の業務を第三者へ委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、公の施設の管理運営の主たる業務を委託することもできない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任をもって管理すること。

カ 危険防止等のための施設の利用禁止及び制限

キ 他都市からの行政視察及び見学者等への施設の説明

ク 各種物品、消耗品の購入

- ケ 光熱水費等の支払などの経理事務
- コ 本市が推進する事業に伴う業務等

② 収納業務

ア 有料施設の使用料、施設の占有使用料の収納業務

条例に基づく利用料金を受領したときは、指定管理者の収入とする。利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。

イ 減免申請の受付等

③ その他

生活困窮世帯への支援等の福祉的施策の実施、民生委員・児童委員との連携等により、利用児童やその家庭に対して、学童保育の場以外においても必要な支援を提供し、地域の福祉的課題の解決に取り組むこと。

(2) 施設の維持管理に関する主な業務の範囲

① 施設の保守管理業務

利用児童の安全を確保するため、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

② 施設及び敷地内清掃

施設の良い衛生環境、美観の維持に心がけ、公の施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は、通行者や壁等にほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。

③ 設備等の保守点検

附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

ア 附属施設の法定点検及び初期性能、機能保全のため、概観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。

イ 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかにその改善が図られるよう適切に対処すること。

④ 駐車場管理

使用する駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

⑤ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。（この業務の対価として、入館料など通常の使用料以外のものを利用者から徴収することはできないので注意すること。）

5. 職員の確保

指定管理者は、業務を実施するにあたり、基準条例第10条の規定に基づき放課後児童支援員等を配置し、かつ、栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する基準（平成16年栗東市告示第87条）第4条の規定に基づく職員体制を確保するものとする。

6. 委託料の実績

施設の管理運営に係る委託料の実績の平均額は、次のとおりである。

(参考) 平成29年度から令和2年度までの委託料実績の平均額 114,412,674円

平成29年度（4月～3月：12か月）	87,616,000
平成30年度（4月～3月：12か月）	99,493,000
令和元年度（4月～3月：12か月）	117,855,000
令和2年度（4月～3月：12か月）	152,686,697

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス対応経費を含む。

7. 報告書の作成

(1) 業務報告書

次の事項を記載した業務報告書を作成し、当月分を翌月の10日までに本市に提出すること。

- ① 管理運営の業務の実施状況等を記載した業務報告書
- ② 施設ごとの利用件数、利用者数及び施設使用料
- ③ 施設ごとの減免件数、減免人数及び減免額
- ④ その他特に報告を求めるもの

(2) 事業報告書及び決算書

毎会計年度終了後、事業報告書及び決算書を翌年度4月末までに本市に提出すること。

(3) その他の報告書の提出

管理業務の実施状況の確認及び利用者数の把握等のために必要とするもの。

8. 管理運営経費の精算

毎会計年度終了後に提出する決算書において、市の支払総額と指定管理者が管理運営に要した費用の総額に差が生じた場合でも、差額は精算しないものとする。

9. 施設等の修繕の費用負担

委託料の範囲内で施工できる施設及び設備等の軽微な修繕等については、指定管理者の負担とする。

また、施設等の改造や委託料の範囲内では困難な修繕等については、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。

施設等の損傷が指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたときは、指定管理者の負担とする。

10. 調査、監督

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

11. 指定管理者に対する監査

指定管理者が行う施設の管理に係る出納関連の事務について監査を行うことができる。

12. 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

13. 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

14. 緊急時の対応

事故や地震その他災害等緊急時の対策については、日頃から必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整えること。

15. 秘密保持義務

個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

16. リスク分担

市と指定管理者で負担するリスク分担については、別紙のとおりとし、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

17. 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

18. 法令等の遵守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ② 児童福祉法
 - ③ 労働関係法令
 - ④ 栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例
 - ⑤ 栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する規則
 - ⑥ 栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ⑦ 栗東市立学童保育所の管理及び運営に関する基準
- ※ 法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

19. 協定の締結

指定管理者の指定後に指定管理者と市において管理業務上の詳細な事項について、協定を締結する。

協定は、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と単年度ごとに実施する具体的な事項を定めた年度協定を締結する。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議することとする。

(1) 協定に盛り込む事項

- ア 総括的事項
 - ・施設の概要
 - ・運営業務の内容
 - ・休所日
 - ・指定期間
- イ 管理業務の履行に関する事項
 - ・個人情報保護に関する事項
 - ・守秘義務
 - ・情報公開に関する事項
 - ・再委託の禁止
 - ・損害の賠償
- ウ 指定管理に係る委託料に関する事項
 - ・支払方法及び精算方法
 - ・指定管理に係る委託料の額等の変更
 - ・責任分担

エ 業務の報告及び監督に関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・事故報告に関する事項

オ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

カ 業務の評価

キ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

ク その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議のうえ定めることとする。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがある。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

~~2-0. 資料の閲覧~~

~~施設の図面は、栗東市子ども青少年局子育て応援課で閲覧できます。~~

別紙

指定管理者による施設の管理運営上のリスク分担表 (負担者側に○)

種 類	内 容	分 担 者	
		市	指定 管理者
物価・金利	物価変動による人件費、物品等経費の増及び金利変動による経費の増		○
需要の変動	当初の見込みと異なる状況の発生 (児童数に大幅な変更があった場合など)	両者の協議による	
法令の変更	事業者一般を対象とした法令変更に伴う経費		○
	指定管理者の行う業務に直接かかわる法令変更に伴う経費	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
	法人としての指定管理者に直接かかわる法令の変更		○
その他の制度変更	市の条例・規則等の廃止その他市の行財政運営上の決定による制度変更等による経費		○
	上記の内、公の施設の廃止その他、指定管理者制度に直接かかわる制度変更等による経費	○	
施設・設備・物品等の修繕及び損傷	経年劣化によるもので、 <u>固定経費内</u> で対応できるもの若しくはその他の経費の活用をもって対応できるもの (注1)		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの (ただし、事務処理手続きは指定管理者において実施)	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外の施設・設備・物品等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた <u>小規模</u> (注1)なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
サービス水準	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準と比した実績との著しい乖離		○
	協定等に定めた管理運営サービスの要求水準を担保することが不可能な仕様書等の瑕疵	○	

管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○（市が求償権を行使）
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○（市が求償権を行使）
	市の事故等特別の事情により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、若しくは特殊の事情により管理運営サービスの水準及び業務内容の変更をした場合の経費	○	
	上記以外の場合	両者の協議による	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
住民及び施設利用者の対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者等からのクレーム及び建設的提案・意見への対応		○
	上記以外の、協定書の検討及び見直しに至るような意見への対応	○	
施設の競合	競合施設による利用者減、収入減		○
不可抗力	天災、人災、疾病・感染症の大流行など市や指定管理者の責めに帰すことができない事由による業務の変更、中止、延期又は臨時休業	両者の協議による	
個人情報保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴う犯罪の発生		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

注1：修繕費用等の1件の限度額は、5万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 協定書本文に記載の項目の再掲を含む。

※ 上記以外のことで疑義が生じたときは、両者協議のうえ、定めるものとする。